

平成15年第3回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成15年6月6日(金曜日)

議事日程 第1号

平成15年6月6日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 選 第 9号 藤岡市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第7 報告第 8号 平成14年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第8 報告第 9号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第9 報告第10号 平成14年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について
- 第10 議案第50号 監査委員の選任について
- 第11 議案第51号 藤岡市等公平委員会委員の選任について
- 第12 議案第52号 固定資産評価員の選任について
- 第13 議案第53号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 第14 議案第54号 藤岡市手数料条例の一部改正について
- 第15 議案第55号 藤岡市立学校設置条例の一部改正について
- 第16 議案第56号 土地の取得について
- 第17 議案第57号 市道路線の廃止について
議案第58号 市道路線の認定について
- 第18 請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安田 肇 君 | 2番 | 橋本 新一 君 |
| 3番 | 串田 武 君 | 4番 | 湯井 廣志 君 |
| 5番 | 斉藤 千枝子 君 | 6番 | 三好 徹明 君 |
| 7番 | 反町 清 君 | 8番 | 佐藤 淳 君 |
| 9番 | 茂木 光雄 君 | 10番 | 松本 啓太郎 君 |
| 11番 | 片山 喜博 君 | 12番 | 冬木 一俊 君 |
| 13番 | 金子 勝治 君 | 14番 | 神田 省明 君 |
| 15番 | 木村 喜徳 君 | 16番 | 針谷 賢一 君 |
| 17番 | 青柳 正敏 君 | 18番 | 坂本 忠幸 君 |
| 19番 | 塩原 吉三 君 | 20番 | 清水 保三 君 |
| 21番 | 隅田川 徳一 君 | 22番 | 大戸 敏子 君 |
| 23番 | 吉田 達哉 君 | 24番 | 久保 信夫 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|---------|--------|----------|
| 市長 | 新井 利明 君 | 助役 | 関口 敏 君 |
| 収入役 | 堀越 清 君 | 教育長 | 岡田 要 君 |
| 企画部長 | 中易 昌司 君 | 総務部長 | 齋藤 稔一 君 |
| 市民環境部長 | 塚越 正夫 君 | 健康福祉部長 | 宇留間 修次 君 |
| 経済部長 | 荻野 廣男 君 | 都市建設部長 | 須川 良一 君 |
| 上下水道部長 | 堀口 寿 君 | 教育部長 | 金井 秀樹 君 |
| 監査委員 | | | |
| | 水越 清 君 | | |

事務局 長

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|---------|------|
| 事務局 長 | 青柳 孝之 | 参事兼議事課長 | 田島 均 |
| 課長補佐兼 | | | |
| | 宮澤 正浩 | | |
| 議事係 長 | | | |

開 会 の あ い さ つ

議長（松本啓太郎君） おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

6月に入りまして日増しに暑さも増してまいりました。本日、平成15年第3回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、選挙1件、報告3件、議案9件、請願1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

なお、ここで暑中の間、軽装で議会に臨みたいと思いますので、ご了承願います。

感 謝 状 の 伝 達

議長（松本啓太郎君） ここで、感謝状の伝達をさせていただきます。

去る5月26日、群馬県市議会議長会定期総会において感謝状が送られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） それでは、お名前をお呼びしますので、前の方へお進みいただきたいと思

います。

塩原吉三議員。

議長（松本啓太郎君）

感 謝 状

塩 原 吉 三 様

あなたは群馬県市議会議長会会員として
その重責を果たされ、本会の使命達成に
尽くされた功績はまことに顕著でありま
す

よって、ここに深く感謝の意を表します

平成15年5月26日

群馬県市議会議長会会長

太田市議会議長 上村 信行

事務局長（青柳孝之君） 続きまして、青柳正敏議員。

議長（松本啓太郎君）

感 謝 状

青 柳 正 敏 様

あなたは群馬県市議会議長会会員として
その重責を果たされ、本会の使命達成に
尽くされた功績はまことに顕著でありま
す

よって、ここに深く感謝の意を表します

平成15年5月26日

群馬県市議会議長会会長

太田市議会議長 上村 信行

議長（松本啓太郎君） 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時2分開議

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成15年第3回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの13日間といたし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの13
日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（松本啓太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議
規則第80条の規定により、議長において4番湯井廣志君、5番斉藤千枝子君、6番三好
徹明君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（松本啓太郎君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） おはようございます。平成15年第3回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中のところご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

日本の経済状況は、長期に及ぶ景気低迷から脱却できず、税収の落ち込み等により、国・地方をあわせた長期債務残高が約700兆円に及ぶ状況です。このような状況に対応するため、国から地方への補助金の削減、地方交付税の見直し、税財源の移譲という三位一体の改革が検討されております。また、財務省方針では、来年度予算の一般歳出規模を今年度以下に抑えるために、公共事業や補助金の削減を進めることで高齢化の進行による年金・医療費等の社会保障費の増加に対応したいとしております。これは国ばかりでなく地方においても同様であり、社会保障費の増加などによる経常経費の増加に対し、地方交付税、補助金、税収の伸びが期待できない状況に的確に対応していかなければ財政破綻になりかねません。このため将来の財政に不安を来すことのないよう、これからもしっかり行財政改革を進め、効率的な行政運営を推進していきたいと考えております。

また、これからの行政運営においては、市町村合併問題、高校統合、少子・高齢化対策など重要な課題が山積しております。将来の藤岡市を考え、市民がより健康で明るく心豊かな生活が送れるよう、諸課題に積極的にかつ柔軟に取り組んでまいり所存であります。今後とも常に市民と同じ目線で、市民の声を市政運営に反映するとともに、議員の皆さんと十分かつ慎重な協議の上、諸事業を推進していきたいと考えておりますので、議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、報告3件、議案9件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきましてご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により6月3日委員会を開催し、本日招集となりました

平成15年第3回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

今定例会に付議されますものは、藤岡市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙をはじめ、報告3件、議案9件、請願1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6を終了した後、日程第7、報告第8号、日程第8、報告第9号と日程第9、報告第10号については単独上程、報告のみとし、日程第10、議案第50号から日程第12、議案第52号までの3議案については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第13、議案第53号から日程第16、議案第56号までの4議案については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第17、議案第57号、議案第58号については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第18、請願については所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、6月13日、議事日程(第2号)、一般質問ですが、10人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日6月6日から6月18日までの13日間とすることに決定しました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、請願の委員会付託まで行い、6月7日から6月12日まで休会とし、この間において経済建設常任委員会を開催し、請願の審議を願います。6月13日と16日は本会議を開き一般質問を行い、6月14日、15日及び17日休会、6月18日に本会議を開いて請願に対する委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。6月9日午前10時から経済建設常任委員会を第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(松本啓太郎君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長(松本啓太郎君) 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成14年度2月、3月、4月分及び平成15年度4月分の例月

出納検査報告書が議長宛に提出されております。また、藤岡市土地開発公社、藤岡市農業振興株式会社、株式会社藤岡クロスパークより平成14年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、選挙1件、報告3件、議案9件、請願1件でございます。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第6 選第9号 藤岡市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第6、選第9号藤岡市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

事務局長をして申し上げます。事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 申し上げます。

選挙すべき選挙管理委員会の委員の数は4名でございます。藤岡市小林283、高橋誠一、昭和10年6月10日生まれ。藤岡市下戸塚200-7、柴崎文夫、昭和11年2月20日生まれ。藤岡市下大塚358-1、青柳昌治、昭和10年2月13日生まれ。藤岡市西平井990、青木楠三、昭和4年6月19日生まれ。選挙すべき選挙管理委員会委員の補充員の数は4名でございます。補充員の順序は旧町村の編成順で行います。1.藤岡市中栗須130-4、田中信一、昭和16年8月21日生まれ。2.藤岡市森170-1、塚越勝彦、昭和18年7月12日生まれ。3.藤岡市牛田345-1、中尾浩明、昭和15年9月24日生まれ。4.藤岡市下日野甲2282-4、黒澤一三、昭和3年3月3日生まれ。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が藤岡市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

第7 報告第8号 平成14年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長（松本啓太郎君） 日程第7、報告第8号平成14年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長の登壇を願います。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 報告第8号平成14年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

これは平成14年度藤岡市一般会計補正予算（第5号）で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

補正予算（第5号）では、第6款農林水産業費、第1項農業費の土地改良事業以下、第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの13事業について繰越明許費を設定いたしました。これらの事業の翌年度繰越額は総額で4億836万955円であります。この財源につきましては、国庫支出金が1,910万7,307円、県支出金が2,504万5,050円、地方債が2億7,960万円、残りが一般財源8,460万8,598円であります。これらの事業の完了につきましては、おおむね年内に完了する予定であります。

以上、簡単であります。報告とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 報告事項ということなので質疑をすべきでないと考えておりますが、何点かお伺いいたします。

繰越明許費は翌年度に繰り越して使用できる額でございますが、ここに載っているのは年度内に終わらない未竣工工事であると思っております。この未竣工工事というのは、県

なり国なりかなり厳しく対応すると思っておりますので、この未収入の財源、国と県の支出金ですが、これは間違いなく納入されるのか、お伺いいたします。そのほか未竣工工事というのは恐らく国・県がかなり強く出ると思っておりますので、果たして未竣工工事をした場合に翌年度以降の補助金はきちんともらえるのか、その点もお聞きいたします。

それと、第11款の災害復旧費の関係なのですが、災害復旧というのは一日も早く完成する工事でございますので、なぜこのように遅れてしまったのか、二次災害はないのか、そのような点。また、大平地区の農道整備に関しましてちょっとお聞きしたいのですが、私が役所にいた当時、恐らく農政の500万円以上の工事というのは土木の工事と違わせて、一部の人の農道ということを考えますと、ほとんど補助対象というような格好で事業をしております。その点なぜ単独でこれだけの工事をやることになったのか、その点をお聞きいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 未収金の取り扱いについてとりあえずお答えをいたします。

議員ご存じだと思うのですがけれども、繰越明許費とは地方自治法第213条に規定をされております。「歳出予算のうちその性質上または予算成立後の事由に基づき年度内に支出の終わらない見込みのあるものについては、繰越明許費として議会の議決を経て翌年度に繰り越して使用すること、またこの経費を繰越明許費」といい、会計年度独立の原則に対する例外の制度であることはご案内のとおりでございます。これは当然必要な財源をつけて繰り越しますので、ご心配は要りません。

次に、次年度以降の補助金等の関係でございますけれども、これはあくまでも平成14年度の繰り越しでございます。当然平成15年度には必然的に申請をして内容が合致すれば補助金はいただけます。

また、第11款の災害復旧費の関係でございますけれども、これは冬期の積雪、路面凍結等により通行止めのため工事の遅延によるためでございます。これはあくまでもスーパー林道でございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） 大平地区の農道整備事業についてお答えをいたします。

この農道整備事業については、当初の計画の段階では国庫の補助事業で実施する計画であったと聞いてございます。ただ、補助事業に対する諸要件が整わなかったため、ふるさ

と農道緊急整備事業という起債事業でこれを実施することになっております。また、ふるさと農道緊急整備事業の起債事業は、後々の元利償還に対しまして交付税措置がなされる起債であります。

以上であります。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） この繰越明許費は私も前回やりましたけれども、特に湯井議員のおっしゃっているのは恐らく、例えば中上大塚線について2億円以上の繰越明許費で単年度で、平成15年度でやっていかななくてはいけない。こういった中できちんとした計画のもとにそういった事業が推進しているならば、当然工事は完了しているわけですから、補助等いろいろな兼ね合いの中で積算をきちんとして予定を立てていかない限り、国とか県の補助金に支障があるのではないかということを行っているのだと思いますけれども、先ほどの部長の見解ですと、おおむね工事は1年間に終了するという回答でしたけれども、もう少し詳しく繰越明許費の意味をよく理解していただかないと、当然国や県のこういった補助対象からきちんとした対応ができないのではないかというふうに私は感じますけれども、その辺について例えば中上大塚線の2億円、こういったものを残してきてしまった最大の理由、それと先ほどの災害復旧工事においては雪による工事の遅れだとか、恐らく予期せぬ事情からこういった形の中で今年度で完了していかなくてはいけないということだと思いますけれども、その辺をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

まず、中上大塚線の街路事業の関係ですけれども、2億1,424万5,291円ということでございます。これは公有財産の購入費ということで東邦亜鉛の土地4,810.19平方メートル、この金額が1億3,901万4,491円ということでございますけれども、これは契約が済んでいるわけなのですけれども、いろいろの抵当権の解除及び工作物、塀、樹木等の撤去、そういったものが年度内に終了できなかった。工事であれば計画どおりに当初に発注ができれば大体完了するわけですけれども、こういった裏の抵当権とかいろいろの権利、そういうものの解除、こういったものはなかなか話がうまく進まなかったり解除ができない、そういう状況がございます。そういったことでこの件につきましては遅れております。これは8月いっぱいには終了する予定でございます。

そのほかにこの中にもう1件あるわけですけれども、南群運送の移転の関係です。これも6月の末には完了するというところでございます。いろいろと話の中でなかなか調整がで

きなかった。そういう問題がズルズルと引き延ばしになったような状況でございます。そういうことで繰り越しをさせていただいたわけでございます。

それと、災害の関係ですけれども、これもやはり災害ということのシステム、災害は大体夏に起きます。その査定は秋11月ごろが普通多いのですけれども、そのときに査定いただいて査定額が決定させていただきまして、12月の議会で予算化をしていただきます。それで発注をするわけですけれども、先ほど企画部長の方から話もありましたように、スーパー林道ということで冬場は凍結をいたします。そこで工事ができない。そういったことで氷が解けて交通止めが解除になった時点で工事に入るわけです。途中で二次災害という話もありましたけれども、交通止めをしながらその部分はしっかりと転落防止とか交通に関する制限がはっきりしておりますので、そういうことは今のところありません。一日も早く完了することが目的ということで進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 工事の遅れというよりもそういった諸事情により予算の執行ができないわけですけれども、一応議会の承認という形の中で補助金対象、そういった事業が多いですから、とりあえず繰越明許をきちんとした中で相談しているのでしょうかけれども、予算のきっちりとした執行を少し早めるなりなんなりして、単年度会計独立というふうに先ほど企画部長も言っているわけですから、そういった中できちんと繰越明許でやるのではなくて、年度内に予算の執行ができるそういった体制というのは、部長どういう形になっているのか、概略で回答してください。

議 長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

先ほども申し上げたのですけれども、単純に年度の途中で諸事情により変化があった場合ですから、その直近になってみないとわからないということでございます。また、繰越明許費は年度の最後に行いますから、事業の精査ができた段階でやっておりますからやむを得ないと思っております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第8号について報告を終わります。

第8 報告第9号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越
計算書について

議長（松本啓太郎君） 日程第8、報告第9号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 報告第9号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

これは平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第4号）で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容といたしましては、北藤岡駅周辺土地区画整理事業の関連として、管渠布設工事請負費1億750万円につきましては6月末で完了する予定でありますので、7月末までに支払いをする予定であります。なお、この財源につきましては、国庫支出金5,375万円、地方債4,840万円、一般財源535万円であります。

以上、簡単であります。ご報告とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第9号について報告を終わります。

第9 報告第10号 平成14年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

議長（松本啓太郎君） 日程第9、報告第10号平成14年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 報告第10号平成14年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について、ご説明申し上げます。

予算の繰越につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成14年度水道事業会計支出予算のうち、事業年度内に支払い義務を生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用するものであります。繰り越しとなる事業は、立石地内の平成14年度下水道工事に伴う配水管及び導水管工事であります。繰り越し理由につきましては下水道工事が完成しなかったためであります。完成予定は7月31日であり、財源は一般会計負担金であります。本事業について地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番（湯井廣志君） 予算の繰り越しの関係なのですが、受託工事で上下水道部が受けていると思いますので、ちょっとお聞きいたしますが、下水の方の工事がもうできないとわかっていれば、平成15年度で受託というような考えはしなかったのか。恐らく下水がこれだけ遅れているということになれば、もう完全に平成14年度は仕上がらないということはわかっていたと思うのです。その点平成15年度で新たな受託というような契約は結ぶことができなかったのか、お聞きいたします。

議長（松本啓太郎君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答えいたします。

今の件でございますが、一部仮設の部分がございまして、今、第10水源の前なのですがけれども、仮設の部分がちょっと含まれておりますので、その分でこういう工事が遅れたということでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第10号について報告を終わります。

第10 議案第50号 監査委員の選任について

議長(松本啓太郎君) 日程第10、議案第50号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、塩原吉三君の退席を求めます。

(19番 塩原吉三君退席)

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第50号監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本市の監査委員は2名と定められ、議員から1名、知識経験者から1名を議会の同意を得て選任しております。このたび議員から選任されました久保信夫監査委員が平成15年4月29日をもって任期満了になりましたので、後任として塩原吉三議員を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

塩原議員は、藤岡市矢場に居住されており、昭和14年5月生まれの64歳であります。主な経歴を申し上げますと、平成7年に市議会議員に初当選され現在3期目であります。平成14年には市議会議長に就任され、その重責を全うされました。公平にして正義感にあふれ、温厚で誠実な性格は住民の信望を得ているところであります。また、豊富な経験により地方行政に精通し、識見も高く、監査委員として適任と考え、ご提案申し上げますのであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員会付託を

省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よつて、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第50号監査委員の選任について同意を求めるとの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よつて、議案第50号監査委員の選任について同意を求めるとの件は、これに同意することに決しました。

塩原吉三君の入場を求めます。

(19番 塩原吉三君入場)

第11 議案第51号 藤岡市等公平委員会委員の選任について

議長(松本啓太郎君) 日程第11、議案第51号藤岡市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を願ひます。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第51号藤岡市等公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会は、藤岡市と一部事務組合で共同設置されており、委員は3名で、任期は4年となっております。この6月15日に荻原建男委員が任期満了となるため、その後任として向井興安氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

向井氏は、藤岡市緑埜に居住されており、昭和16年1月生まれの62歳であります。主な経歴を申し上げますと、群馬県立藤岡高等学校を卒業後、藤岡市平井農協に就職され、勤務の傍らに群馬県立農林大学校に就学し、卒業されました。その後、農協合併に伴い、昭和49年に藤岡市農協、平成12年から多野藤岡農協に勤務され、平成13年3月に定年退職されました。藤岡市農協に在職中は監査室長をはじめ、経済部長、総務部長、参事兼農協合併事務局長などの重職を歴任され、豊富な知識と堅実な業務執行により、農協の円滑な運営と健全な発展に尽くされてまいりました。また、地域におかれましても、温厚で誠実な人柄は住民の厚い信望を得ているところであり、公平委員として適任であると考え、ご提案申し上げます。

以上、簡単であります、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第51号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めるのは、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第51号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めるのは、これに同意することに決しました。

第12 議案第52号 固定資産評価員の選任について

議 長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第52号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 議案第52号固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定により、その設置が義務づけられており、

市長が議会の同意を得て選任するものであります。

本年4月1日付の人事異動により、税務課長が異動したことに伴い、前任者の水越清税務課長から後任の山田文雄税務課長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。山田課長は、税務事務に精通し適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。なお、県内各市の状況を申し上げますと、当市を含め11市すべてが税務課長または資産税課長が選任されております。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 先ほど市長の方から説明がございましたけれども、藤岡市は税務課長の職にあるものが評価員になるという慣例になっておりますが、若干の疑義があり、その点をお尋ねいたします。

まず、議会の同意を得て選任するということになっておりますが、地方税法には任期というのは規定されておられません。一たん選任されるとずっと在任することでもないようで、そのため今回新たに選任するための議案が提出されたものと思っております。ということは、前任者の任期が満了したとは言えないが欠員になったという解釈でありましょう。前任者から辞職願が提出されたのか、解任を発令したのかどちらであるのか、お示し願います。

また、評価員というのは、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任するということになっておりますので、議会の同意を要する人事だけに重要な職だと理解しております。そこで、お伺いしたいのは、新たに税務課長になった山田さんというのは、先ほどお話しされたように4月1日付での人事異動ということになっておりますが、就任にしてまだ2カ月ということで経験十分とは言えないと思っております。前税務課長の水越さんをしばらくの間は評価員に留任させて、山田さんの経験を積ませた上で選任というような手段もあったと思いますが、山田さんの知識、経験ともに豊富であると判断した根拠をお伺いいたします。その2点をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

議員ご質問の辞職願が出ているかという問題でございますけれども、先ほど市長からも話がありましたように、11市すべてが税務課長ということでございまして、これは慣例

によりまして職を当てているということでございます。

また、山田課長につきましては、議員もご承知かと思うのですけれども、この4月1日で税務課長ということですが、以前にも税務課にいたという経緯がございます、特に資産税につきましても課長という中で広く認識をしておりますので、当然先ほどご質問にありますように市長から推薦を受けまして議会の議決を得るということでございます。そういう中で、私どもの方としますと、以前の経験と今回の税務課長という職の中では適任者ということで確認をしております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第52号固定資産評価員の選任について同意を求めの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第52号固定資産評価員の選任について同意を求めの件は、これに同意することに決しました。

第13 議案第53号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第13、議案第53号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案第53号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

平成14年3月をもって、同和対策特別措置法以来33年間進められてきた特別法による事業が終了し、現在、同和教育を人権教育に再構築して推進し、同和対策事業については一般対策事業に移行しているところです。本議案は、藤岡市同和対策推進員設置規則が平成15年4月1日に、藤岡市同和教育推進委員会が平成15年4月1日に廃止されたことに伴い、上程するものです。

以上、簡単ですが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第53号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第54号 藤岡市手数料条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第14、議案第54号藤岡市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 議案第54号藤岡市手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムは、第1次施行が昨年8月5日に行われ、個人ごとの住民票に新たに住民票コードが記載され、本人確認情報の提供等が行われております。第2次施行期日が平成15年8月25日と定められ、これにより住民票の写しの広域交付・住民基本台帳カードの交付などの業務が開始されることとなります。住民票の写しの広域交付につきましては、現行の手数料条例により対応することとなりますが、住民基本台帳カードの交付手数料については、新たに手数料条例に加え、住民基本台帳カードの交付手数料を500円とする藤岡市手数料条例の一部改正を行うものであります。

以上、提案説明にかえさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 公共料金というのは抑制すべきであり、手数料を高くしたとしても市の財政に影響を与えるものではありませんけれども、このようなICカード、全市民が画一的にとるわけではございません。低額にしておくことは特定の市民に過大な行政サービスをすることになりますので、せめて原価に相当する額は受益者負担が当然だと考えております。そこで、このICカードを1枚発行するのにどれくらい費用がかかるのか。物件費は幾ら、さらに要する時間当たりの人件費は幾らだとか当然手数料と比較して検討をして、この500円という額が出たと思っております。この額が妥当なのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

500円が妥当か、高いか安いかという問題でございますけれども、この金額につきましては、今年の1月21日でございますけれども、総務省の方から住民基本台帳カードの発行基準というのがございまして、国の試算では1枚1,400円だということでございます。そのうちの市民の方々に必要に応じて申請により交付するわけでございますが、これが500円程度ということで国の方から基準を示されておるわけでございます。その中で、カードにつきましては原価が1,155円ということで出ております。この1,155円につきましては、これから入札をして幾らになるかわからないわけですが、これから1,155円につきましては入札制度で入札をしていきたいというふうに思っております。また、国の試算としております1,400円の内訳でございますけれども、500円からカードの必要な方に交付をするわけでございますが、残りの900円につきましては、交付税措置をするということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第54号藤岡市手数料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第55号 藤岡市立学校設置条例の一部改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第15、議案第55号藤岡市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長の登壇を願います。

（教育部長 金井秀樹君登壇）

教育部長（金井秀樹君） 議案第55号藤岡市立学校設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、日野地区の児童が減少傾向にあるため、日野地区の小学校3校の統合と南中学校を西中学校に統合し、平成16年4月1日より施行するものでございます。統合につきましては、平成15年2月5日に関係地域の代表者と覚書を取り交わし、地域の方々の意思は確認されております。なお、小学校3校の統合後の校名については、平成15年4月30日に統合準備委員会で日野小学校ということでご了解をいただいております。改正の内容でございますが、別表第1の日野東小学校を日野小学校に変更し、日野中央小学校及び日野西小学校と南中学校を削るものでございます。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

- 12番（冬木一俊君） 議案第55号藤岡市立学校設置条例の一部改正について質問させていただきますが、平成16年度より市内の小学校が9校、中学校が4校ということで、この議案が通れば設置されるわけでございます。廃校になる南中学校、日野西小学校、日野中央小学校は長きの歴史に幕を閉じてちょっと残念なような気も私は個人的にはするわけでございますが、関連があるので質問させていただきますが、この跡地、校舎や体育館、校庭があるわけでございますが、今現在、跡地についてどのような藤岡市とすれば考えを持っているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えいたします。

現在、日野の区長会長と跡地利用委員会の委員の構成について協議中でございます。このため近日中に原案の提示を行えるよう努めているところでございます。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） ちょっとわかりにくいのですが、具体的に申しますと、もう来年の4月1日から廃校になるわけです。廃校になってすぐに跡地を利用するのか、ある程度計画を十分練って2年、3年おいた後に跡地を活用するのか、ちょっと具体的に答えていただけませんか。

議 長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

まず、跡地利用委員会のメンバーの構成ができませんと協議の相手が定まりません。このため現在、構成について協議を重ねているところでございます。その後はいろんな内容を把握し、また協議を重ねて慎重に対処していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） これから跡地利用の委員会ということで十分協議されると思うのですが、本当に地元の方とよく協議をして、日野地区は風光明媚で自然豊かなところがございますので、そこら辺もよく十分勘案していただいて、よりよい跡地計画ができるように要望して、質問を終わります。

以上です。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

片山喜博君。

（11番 片山喜博君登壇）

- 1 1 番（片山喜博君） ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、議案第55号藤岡市

立学校設置条例の一部改正について、私は啓風会を代表いたしまして賛成の討論を行います。

日野地区は、藤岡市の南西部の中山間地域に位置し、鮎川の清流と緑豊かな自然環境に恵まれた地域であります。経済構造の変化と生活環境が変わる中で、人口の流出により過疎化が進んでおります。また、市域全体を見ましても、少子・高齢化時代の到来により、児童・生徒が減少傾向にあります。このような状況でありますので、私も日野地区の子供たちの将来については懸念をしていたところでありますが、今回日野地区の学校統合に伴う条例改正が上程されたわけでございます。

日野地区の小・中学校におきましては、少人数のためきめ細かい指導や上級生が下級生を思いやる心が育つなど利点はありますが、多くの子供たちの中で切磋琢磨して成長することも必要でございます。また、少人数のためクラブ活動や部活のチームの編成やゲームが成り立たないという欠点もあります。学校統合は、子供たちが集団生活の中で協調性や連帯感、人を思いやる心の育成と次代を担う子供たちの望ましい人間形成を図る上で必要な手段であると思われまます。また、私はこの統合が子供たちの将来にとって、必ずやよい結果が生まれると信じております。幸いにして日野地区のPTA役員や父兄、区長会からも賛成は得られたようでありますので、私も将来の子供たちのためにこの学校統合について心から賛意をあらわすものでございます。また、学校統合後の日野地区は、さらに深刻な過疎化が懸念されますので、学校跡地の利用につきましては、日野地区が活性化されますよう、市当局に対して地域の意見を取り入れながら有効利用を望むものであります。

以上の理由により、議案第55号に対しまして議員全員の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（松本啓太郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第55号藤岡市立学校設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第56号 土地の取得について

議長（松本啓太郎君） 日程第16、議案第56号土地の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第56号土地の取得について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、藤岡市議会の議決をお願いするものでございます。

この市道118号線は、市街地へ流入する車の混雑解消を図り、また市の環状線に位置づけられている重要な都市計画道路北部環状線であります。昭和49年度に延長7,080メートル、基本幅員18メートルで計画決定を行い、現在、国道254号線から上戸塚の赤津橋下までの1,060メートルについて事業認可をとり、事業を進めているところでございます。本年度は、藤岡市上戸塚字上河原741番2ほか41筆9,859.26平方メートルを取得するものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) 土地の価格の関係なのですが、何点かお聞きいたします。

バブルの崩壊後にはかなり土地の値段というのは下がっております。価格の方をお聞きしたのですが、宅地が4万円、畑が1万4,200円、田んぼが1万3,200円ということで単価を決定して、用地の委員会の方で決定したと思っております。道路を新設した場合には、沿線の土地の価格というのはかなり上昇するとは思いますが、すなわち公費で道路をつけることによって資産価値が上がるわけですから、用地買収の価格をもっと下げてもいいというような考え方が最近かなり多くなっております。この点をきちんと考慮したのか、お伺いいたします。

また、近傍類似価格の比較、そのほかこれでいきますと、田んぼが1反1,310万円、畑が1,410万円ですが、不動産屋の方へお聞きしたところ、「今、田畑の取引は1反300万円ぐらいの取引だよ。」というような話なので、かなりの開きがございますので、この点をお聞きいたします。

議長(松本啓太郎君) 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

用地買収の単価でございますけれども、議員がおっしゃいますように、畑1万4,200円、田んぼ1万3,200円、宅地4万円ということでございます。これは前年比で見

ますと、金額で各200円ずつ、率にしますと、畑がマイナス1.4%、田が1.5%マイナスです。宅地が0.5%のマイナスということでございます。小売価格でいいますと、8%のマイナスということになっております。しかしながら、なぜかということでございます。議員が言うように道路が開設しますと、その周辺は非常に利用価値が上がる、そういう問題がございます。そういったことの中で鑑定をしていただきましたところ、完成後の資産価値、そういったものを考慮した中でこういう鑑定の価格ですということでございます。1反当たり300万円だというようなうわさも、実際にどれだけの取引があるかということもわかりませんが、そういったものでなく、道路沿線におきましては資産価値が上がるのだ、そういうことで不動産鑑定士に鑑定していただいた価格でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第56号土地の取得について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第57号 市道路線の廃止について

議案第58号 市道路線の認定について

議長（松本啓太郎君） 日程第17、議案第57号市道路線の廃止について、議案第58号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第57号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、提案申し上げます市道路線の廃止は、1件11路線でございます。市道3427号線、市道3429から3431号線、市道3433号線、市道3438から3440号線、市道3442号線、市道3444号線及び市道3529号線でございますが、一般県道下栗須-馬庭停車場線（上落合地内）の供用開始に伴い、一部路線の廃止を行い再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第58号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回、提案申し上げます市道路線の認定は、2件23路線でございます。初めに、市道2488号線、市道4661号線及び市道6678から6680号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき、市が寄附を受けた道路でございます。次に、市道3427号線、市道3429から3431号線、市道3433号線、市道3438から3440号線、市道3442号線、市道3444号線、市道3529号線及び市道3712から3718号線でございますが、一般県道下栗須-馬庭停車場線（上落合地内）の供用開始に伴い、再編成の必要が生じたための道路であります。以上、2件23路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第57号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を

省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第57号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第58号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

第18 請願について

議長(松本啓太郎君) 日程第18、請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については文書表のとおり、所管の委員会に

付託いたします。

平成15年第3回市議会定例会

請願文書表

(6月定例会)

| 請願番号 | 受付年月日 | 請願者住所・氏名 | 件名 | 付託委員会 |
|------|---------|--|--------------------------|---------------|
| 1 | 15.5.29 | 桐生市相生町3丁目 591-2 スカイハイツ103 桐生ひまわりの会 会長 宇都木 喜夫 紹介議員 清水 保三 | 出資法の上限金利の引き下げ を求める請願書 | 経済建設 常任委員会 |

休会の件

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。議事の都合により6月7日から12日までと14日、15日、17日の9日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、6月7日から12日までと14日、15日、17日の9日間休会することに決しました。

散会

議長(松本啓太郎君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午前11時33分散会